

## 【改正後】

### 法人JAネットバンク利用規定

北九州農業協同組合  
登録番号：T5290805005490

#### 第1章 総則

##### 第1条 法人JAネットバンク

###### 1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合（会）に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人JAネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合（会）がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
  - ア 照会・振込サービス
  - イ 伝送サービス
  - ウ その他当組合（会）所定のサービスなお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合（会）が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

###### 2 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合（会）所定のものに限り、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

###### 3 利用時間

本サービスの利用時間は当組合（会）所定の時間内とします。なお、当組合（会）は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

###### 4 月額利用料

- (1) 契約者は当組合（会）に対し、本サービスについての当組合（会）所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
- (2) 月額利用料等は、当組合（会）の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合（会）所定の日に自動的に引落すものとします。

##### 第2条 利用資格

- 1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。

## 【改正前】

### 法人JAネットバンク利用規定

#### 第1章 総則

##### 第1条 法人JAネットバンク

###### 1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合（会）に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人JAネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合（会）がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
  - ア 照会・振込サービス
  - イ 伝送サービス
  - ウ その他当組合（会）所定のサービスなお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合（会）が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

###### 2 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合（会）所定のものに限り、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

###### 3 利用時間

本サービスの利用時間は当組合（会）所定の時間内とします。なお、当組合（会）は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

###### 4 月額利用料

- (1) 契約者は当組合（会）に対し、本サービスについての当組合（会）所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
- (2) 月額利用料等は、当組合（会）の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合（会）所定の日に自動的に引落すものとします。

##### 第2条 利用資格

- 1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。